

2. ヒアリング調査結果

※ ヒアリング調査の概要については、「[II 調査およびセミナー開催結果の概要 2. ヒアリング調査](#) を参照

(1) 北海道白老町

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- ・循環バス元気号(道南バスに運営委託)：ステップが高い、ルートを変更したが目的地まで時間が掛かる等苦情あり。
- ・人工透析の送迎サービス：白老町社協(3 輛)。
- ・タクシーチケット：障害者手帳 1.2 級。(6 枚交付)
- ・町立病院遠距離患者帰りのみ送りサービス：1 回 500 円 ※H29.3.31 終了
- ・福祉有償運送事業団体は 4 法人：NPO 法人 2(うち介護事業所 1)、社協 1(介護事業所)、人格なき法人 1。
- ・介護タクシー：有限会社(道路運送法 4 条)
- ・地域公共交通会議はない。町役場地域振興課で地域交通の再編を行っている。

(イ) 訪問型サービス D 等の事業内容

-

(ウ) 現在までの経緯

- ・地域包括ケアシステム検討部会(協議体)において、問題・課題を出し合っている段階である。
- ・福祉有償運送 NPO 法人「御用聞きわらび」からニーズがあるのか聞き取り調査を行っている。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

-

(オ) 訪問型サービス D 等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

- ・訪問 D サービスを取り組んでいる自治体について、情報が欲しい。
- ・厚生労働省は Q&A は出しているけれど、費用面等詳細がないので困っている。

(カ) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

-

② サービス実施団体

(ア) 団体の概要

質問	記録
団体・事業者名	NPO 法人「御用聞きわらび」
組織の概要と今までの歩み	2012 年(平成 24)8 月 : NPO 法人の認証。 2013 年(平成 25)9 月 : 事業開始 事業目的は、①介護保険外サービスの提供(生活の隙間を埋めるサービス)、②元気な高齢者を担い手として活用し最低賃金以上の給与を保障する。
現在の事業内容	自宅内外の困りごとサービスの提供、福祉有償運送、貨物軽自動車運送事業、地域食堂。
決算状況 ※2015 年度の決算	収入・支出は年 1,000 万円強。
利用者の層と概数	利用会員 300 人。平均年齢 81 歳
活動者(担い手)の層と概数	会員制の有償ボランティア。事務局を含めてスタッフは 30 人。 男女半々。 男性平均年齢 70 歳 女性平均年齢 63 歳

(イ) 実施中の移動サービス・外出支援活動の現況

移動・外出支援の道路運送 法上の種類	福祉有償運送
活動を始めた背景・動機	都市圏から移住者の街である白老町温泉付き分譲住宅居住者の年金を下ろすための金融機関への送迎が出発点である。(町内会長への聞き取り調査の結果です) タクシーを利用すると片道 5,000 円掛かる。介護保険のすきまを支援している。
利用者の層と概数	福祉有償運送の利用者は月 100 人程度で大半が要支援者である。 100 人中 1/3 が生活保護世帯・低年金世帯である。 一部知的障がい者や精神障がい者の通勤・通院・買い物支援がある。
主な目的地	苫小牧・白老地区内である。苫小牧市に市立病院と王子病院がある関係から通院と白老町内の金融機関や買い物への送迎である。 登別・室蘭地区の通院支援は月 2 回程度。
運転者の層と概数	60 代前半の運転者が 4 人(1 人事務との兼務)である。
車両の種類と台数	普通自動車 1 台。軽自動車 2 台でうち 1 台は福祉車両である。
利用料	御用聞きわらび入会金 2,000 円 1 km100 円で待機料金 30 分超える毎に 500 円。 経営的には、介助料・迎車回送料金の検討もしたが、低所得者の負担増になるため見送っている。低所得者のための生活交通費支援を行政で検討していただきたい。
活動頻度や時間帯	月曜から金曜にかけて日中時間帯(9:00-17:00)である。

移動・外出支援にかかる補助金・委託金等の名称と内容	福祉有償運送車両一台（軽自動車・助手席展開型福祉車両）は北海道庁総合政策局所管高齢者等買い物支援、安否確認複合サービス事業に採択され購入した。
移動・外出支援にかかる収入科目とそれぞれの金額	300万円強。
移動・外出支援にかかる事業を進めるうえでの悩みや課題、その対応策 (現在実施中の移動サービスのほか、訪問型サービス D 等を実施するにあたってのご意見もお願いします。)	<p>自治体の縦割り行政に困っている。 厚生労働省 Q&A は、自治体が主体的に費用面を含めて政策立案をするよう投げかけている。</p> <p>自治体が地方分権法に沿って、主体的に訪問 D 等日常生活総合支援事業を行うしかない。</p> <p>3月から役場関係7課の課長含めた職員の勉強会が始まってわらびが講師を務めている。移動困難者の現状把握・制度活用の方法などについて指導している。早期に訪問サービス D・B の実現性の高い計画策定を目指している。</p> <p>自治体も NPO も限界集落・限界自治体化のなかで、ソーシャルビジネスを起こしていく必要がある。</p>

(2) 宮城県岩沼市

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- ・岩沼市民バス（コミュニティバス）7路線；各5～7便/日
- ・タクシー2社（稻荷タクシー、さくやタクシー）。自家用有償運送は無

(イ) 訪問型サービスD等の事業内容

- ・現在、訪問型サービスDの実施予定はない。

【お買物ミニデイ事業「お達者俱楽部」】の概要

- ・高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりの一環として、閉じこもり予防と買物行為を結びつけた「送迎つきの通いの場」を提供することを目的とする。生活機能訓練として店舗内での買物、体操、レク等を行う。店舗内で購入した昼食を食べながら交流を図る（岩沼市資料から）。調査日は店舗内のフードコートで食事
- ・ミニデイ部分を「健生株式会社」に委託。健生（株）は健康に関する事業を手広く受託している業者。担い手の育成も行っており、ボランティア1人が手伝っている
- ・送迎部分は「シルバー人材センター」とタクシー会社に委託。シルバー人材センターは、日産自動車から市が無料貸与されている電気自動車（ワゴンタイプ）を使用
- ・利用者・参加人数…65歳以上の虚弱な高齢者（要支援1・2相当）。10名程度。3コース
- ・実施場所…スーパー「食彩館」。裏手の大きな会議室等を使用。当日のメニューは、10：35～受付・血圧測定、10：45～レク・健康体操、11：30～お買物・昼食、13：10～血圧測定・しらかば体操、13：30お帰り
- ・利用料…400円+昼食代

(ウ) 現在までの経緯（サービス創出のきっかけ）

- ・一般介護予防事業で始めた「お買物ミニデイ事業（お達者俱楽部）」は、平成29年度から通所型サービスAに移行予定。送迎は、シルバー人材センターとタクシー会社に委託している。
- ・事業実施の理由・きっかけは、第6期岩沼市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け、高齢者の生活状況や支援サービスの必要性等を把握するための基礎調査（健康とくらしの調査）（平成25年10～11月、郵送で配布・訪問で回収。回収率71.6%）。
- ・買物の状況に関しては、「生鮮食品が手に入る商店・施設・移動販売がある」という回答において、他の3小学校学区（日常生活圏域）と比べて玉浦小学校学区のみが4割弱と低く、家族等の送迎で買物あるいは家族等に買物を頼んでいる人の割合が高いことに着目した。玉浦小学校学区は、85歳以上高齢者が最も多く、閉じこもりや要介護認定者が多い地域である。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

—

(才) 訪問型サービス D 等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

- ・訪問 D 等を行うためのノウハウや情報の提供
- ・福祉有償運送の立上げや運営協議会の設置・運営方法など

(才) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

- ・平成 28 年 10 月に新しい総合事業に移行（現行および第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業、一般介護予防事業）
- ・生活支援コーディネーターは、第 1 層を 28 年 1 月に、第 2 層を同 4 月に配置。

(3) 茨城県神栖市

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- ・ デマンドタクシーを、市内を北、中北、中南、南の 4 エリアに分けて運行。
- ・ 利用前に商工会に住所等を登録。事前予約にて利用に至る。
- ・ 月～金の朝 8 時～夕方 4 時までの毎正時に運行。（祝日、年末年始は休）
- ・ 利用の範囲は 自宅→エリア内の登録された店舗医療機関等。
- ・ またはエリア内の登録された店舗医療機関等→自宅エリア間の乗り継ぎも可能。
- ・ チケット制で 300 円×6 枚（1,800 円で 1 級）を事前購入での利用。
- ・ 片道 300 円のチケットで利用できる。（小学生以下半額、3 歳未満無料）

(イ) 訪問型サービス D 等の事業内容

- ・ 一般介護予防事業（平成 29 年 1 月に移行）の居場所事業の一部として実施。実施主体は「NPO 法人シニアネットワークかみす」で、平成 27 年 9 月 16 日より運行開始。
- ・ 市内全域を基本としている。市内 2 か所（神栖地区、波崎地区）での居場所事業参加者（利用要件あり）への送迎支援。

(ウ) 現在までの経緯（サービス創出のきっかけ）

- ・ 介護予防強化推進事業（モデル事業 平成 24, 25 年度）で取り組んだ「みんなの家」にて通いの場と送迎サービスを一体的に提供してきた。
- ・ 平成 26 年 6 月に市が実施主体となって居場所事業の開所を進めるにあたって、「みんなの家」を利用していた人たちに参加を呼びかける際に、送迎サービスがなければ通えないという意見が多くあった。
- ・ また「みんなの家」の運営をしてきたボランティアからも、送迎サービスがなければ来所が困難な人たちが相当数いるので、居場所事業でも送迎サービスが必要と思うという意見が多くあり、居場所事業を始めるにあたって送迎サービスの展開は課題のひとつだった。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

- ・ 介護予防強化推進事業でのボランティアは任意団体での取り組みだったため、車両やパソコンなどのリース契約などは、法人格がないことで個人リース契約となり、リース金額も割高だった。
- ・ また平成 26 年 6 月より展開した居場所事業は実施主体が市で、市でリース借り上げすると、公用車扱いとなり、市職員でないと運転業務が行えないことから、送迎サービスを実施するボランティアグループは NPO 法人格をとって実施にあたってもらえるように勉強会等の準備を経て発足に至った。

- ・実際に送迎サービスの必要が高まる中で、NPO 法人設立するための準備期間がほとんどないまま設立支援を進めたこともあり、現在も事務的な支援は継続している状況にある。道路運送法上の登録不要の活動として開始するにあたり、利用者の「年会費や入会金が運行経費に充てられると有償の運送にあたり、道路運送法上の登録または許可が必要」「ガソリン代は実費精算の考え方でやってほしい」という説明を受けた。
- ・これに対し、利用者は助け合い活動全般の利用者も含んでいること、法人の活動計画には交通安全の講習会等の活動も含まれ、移動支援以外の活動をしていること、利用回数が何回でも会費は同額であり、利用料の加算の意味合いではないことを説明した。ガソリン代については実費以下となるしくみで計上することで、登録不要の活動で実施に至った。
- ・送迎サービスの利用者は増加しており、運転ボランティアの人材の確保が課題である。また、ボランティアの定義やイメージの統一を図ることが喫緊の課題であり、次年度より地域支援事業ボランティア養成の一元化と、平成 30 年度からのボランティアポイント制度の導入を検討している。

(才) 訪問型サービス D 等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

- ・訪問型サービス D の道路運送法上の、明確な位置づけがあることが望ましいと思われる。

(才) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

- ・NPO 法人の運転ボランティアが協議体（一層）の委員として参画。

(4) 茨城県取手市

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- ・ コミュニティバスが5ルートある。住民アンケートを受けてルート変更しても、使いにくいという意見が第2層の協議体及び座談会（研究会）で出ている。場所によっては集落と集落が離れているため、各所を回ると長時間乗車しなければならない。結局乗らない状況がある。
- ・ UR 団地が2カ所あり、高齢者の買い物支援が問題になっている。産業振興課と地元スーパーが連携し、スーパーの車両で移動販売を行っている。エレベーターがないため階段昇降が難しい高齢者もいる。宅配は、高齢者には仕組みが難しい面もある。
- ・ 障害者および要介護者・要支援者で、本人非課税の人には福祉有償運送の利用券（1回700円）やタクシー初乗り利用券を月4枚（年間33,600円）交付している。これを、一部の事業対象者にも来年度から拡大する予定（H27年度は545人）。

(イ) 訪問型サービスD等の事業内容

- ・ 「NPO 法人活ける」が実施している福祉有償運送を、要支援1、2、および基本チェックリスト該当者が利用することについて、事務所経費等の間接経費を補助する予定。
- ・ 第1、第2、第3圏域が対象地域。第4、第5圏域は、旧藤代町で、市内全域を対象とする対応が難しいため。

(ウ) 現在までの経緯

- ・ H27年度に、市内の福祉有償運送団体に訪問型サービスDに関する実施意向を調査し、一度話し合いを持った。市内には福祉有償運送団体が3団体（社会福祉協議会、NPO 法人ふじしろ福祉会、NPO 法人活ける）あるが、「NPO 法人活ける」のみが訪問型サービスDの実施意向で、他の2団体は、運転者不足のため新しい利用者を受け入れる余裕がないという回答だった。
- ・ 実施主体の意向確認の後、平成28年秋に、訪問型サービスDを含めた総合事業の補助金交付要綱案を作成した。インターネット等で人口規模が同じくらいの市町村の要綱等をいくつか参考にした。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

- ・ 補助金額は少ないと思うが、訪問型サービスDは間接補助であり、予算の関係で難しいのが現状。
- ・ 立ち上げ費用として通所サービスを行えば車両購入費について補助できるという点についてはまだ実績がなく、これからどのくらい継続できるかということがわからない段階で、補助することはできない。

- ・通所型サービスBを作る段階で、送迎はどうするかという判断をすることになる。事業対象者は歩いてこられる人という想定。実際、通所型サービスAである「元気ハツラツ教室」は二次予防事業から移行した事業だが送迎は行っていない。
- ・現状では、車を使うサービスについては、事故等のリスクと責任の問題を危惧する声が多く、福祉有償運送団体以外に実施の可能性は見えてきていません。
- ・担い手となる人と制度の縛り、この両方。移動支援は、空き家活用のサロンのように場所とその場で活動するボランティアが少しいればできるサービスではないので、ハードルが高い。
- ・「NPO 法人活ける」も運転者不足。このような活動があることを知っている人が少ないと意見もある。運転者講習会の費用の補助などを行って、人材を育成することも課題。
- ・社協に登録している有償ボランティアは高齢化していて硬直化しているので、新しい総合事業の担い手として取り込んでいくのかどうか、また、新しい人材を育成するために、新しいグループを作るのか社協の登録に一体化するか、これから検討していかなければならない。社協もシルバー人材センターも新しいことに対して消極的で、「実施できない」と言われている。

(オ) 訪問型サービス D 等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

- ・県がリーダーシップをとってほしい。周辺市町村の様子もわかりにくい。直接厚労省に聞くと思っている。

(カ) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

- ・第2層協議体がH28年10月に前身の研究会から協議体に移行し、H28年度末に第1層協議体が設置される。
- ・第1層の生活支援コーディネーターはH29年度に配置予定。社協のボランティア担当職員に依頼する方向で検討している。
- ・一部の第2層の生活支援コーディネーターもH29年度に配置予定。残りは平成30年度に配置予定。

② サービス実施団体

(ア) 団体の概要

質問	記録
団体・事業者名	NPO 法人 活ける
組織の概要と今までの歩み	平成元年に取手市内在住の重度障害者が中心となり、障がいのある人の立場から、誰もが住みよい町・社会を提言することを目的とした「地

	<p>域に活きたい障害者の会」を発足。「車いすで歩いてみたい」福祉マップ発行や車いす使用講習会・講演会等を開催。</p> <p>平成 17 年に NPO 法人を設立し、かねてより検討していた移動困難者のための送迎サービスとして福祉有償運送を開始した。「活ける」創設時のメンバーと井野団地の「助け合いの会」が合流。</p> <p>その後、障害者の就労支援事業（食器販売、印刷業務）や交通バリアフリー調査やコンサート、講演会等の開催を頻繁に行うようになった。</p>
現在の事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立と社会参加を推進する支援事業（イベント開催等） ・障害者と家族支援の福祉基盤づくりのための地域活動事業（在宅障害者の生活相談、福祉移動サービス、印刷事業、広報誌発行） ・支援体制づくりのためのボランティア育成と指導者教育事業（介護技術、ボランティア育成の学習会や障害の理解、差別解消、防災などの講習会開催） <p>* 障害福祉サービスは実施していない</p> <p>* 収益の出る主な事業は、福祉移動サービス（福祉有償運送）と印刷事業、バザー</p>
決算状況 ※2015 年度の決算	<p>収入合計 8,215,014 円（うち、外出支援事業収益 5,695,783 円）</p> <p>支出合計 7,650,513 円（うち、ボランティア謝礼 4,686,320 円）</p>
利用者の層と概数	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立と生活支援の利用者は、障害者およびその家族 ・研修は介護家族や介護の従事者、一般市民が対象 ・福祉移動サービスは障害者および高齢者
活動者（担い手）の層と概数	<p>登録ボランティアは 12 名。うち常時活動者 6 名。</p> <p>その平均年齢は 73 才。</p>

（イ）実施中の移動サービス・外出支援活動の現況

移動・外出支援の道路 運送法上の種類	福祉有償運送
活動を始めた背景・動機	<p>「組織の概要と今までの歩み」のとおり。元々、障害者支援には外出支援は欠かせないため、機会があれば移動困難者のための送迎サービスを行いたいと考えていた。</p> <p>「井野団地」には住民同士の助け合い活動を行う「助け合いの会」があったが、運行管理などのしくみをつくって継続的に行うのは難しいという課題があり、合流したことが直接のきっかけ。</p>
利用者の層と概数	<p>平成 28 年 4 月 1 日現在</p> <p>身体障害者 76 名、要介護認定者 99 名、要支援認定者 67 名、その他（知的障害、精神障害等）44 名</p> <p>合計 286 名</p>
主な目的地	目的は決まっていない。通院や通所だけでなく、行きたいときに行きたいところへ出かけられるよう支援する。実態としては、通院が中心。

運転者の層と概数	12人（男性11人、女性1人）。有償ボランティア、退職男性が多く、ほとんどが、福祉有償運送の開始当初からのボランティア。
車両の種類と台数	車いす使用車1台、回転シート車1台、セダン車両1台（いずれも法人所有車）、そのほかにセダンの持ち込み車両9台。合計12台。
利用料	出発から5km以内は一律片道700円。以後2kmごとに300円加算。 注：30kmを超える場合は、片道利用でも往復利用とみなす。 待機料：30分まで無料。30-60分700円、移行15分ごとに300円加算。（10kmを超える場合は現地待機となり、待機料が発生するしくみ）
活動頻度や時間帯	原則として月曜日から日曜日の9時から17時。その他は、状況に応じて対応。
移動・外出支援にかかる補助金・委託金等の名称と内容	障害者および要介護者・要支援者も本人非課税の人には福祉有償運送の利用券（1枚700円）を交付している。 これを用いた場合、1枚200円の補助金収入が団体に入るしくみになっている。
移動・外出支援にかかる収入科目とそれぞれの金額	受取補助金 937,700円（非課税対象者向け利用補助1枚200円） 外出支援事業収益 5,695,783円（利用者から収受する対価）
移動・外出支援にかかる支出科目とそれぞれの金額	主な支出 ボランティア謝礼 4,686,320円 通信費 387,344円＊ 燃料費 256,353円＊ 保険料 180,895円＊ 修繕費 168,920円＊ アルバイト謝礼 622,250円＊ ＊は、共通経費のうち大半が福祉有償運送にかかる費用
移動・外出支援にかかる事業を進めるうえでの悩みや課題、その対応策 (現在実施中の移動サービスのほか、訪問型サービスD等を実施するにあたってのご意見もお願いします。)	運転者不足と福祉車両不足が課題である。 市に対して、運転者が増えるよう、講習などの人材育成、あるいはその費用助成、このような活動があること住民に広く広報すること等、PRを期待したい。

(5) 栃木県高根沢町

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- 将来を見越し 21 年度からデマンド交通を導入した。町内のタクシー業者に委託し、朝 7 時から夕方 6 時まで年中無休にて運行している。現在では、年間 4 万件を超える利用がある。利用目的は通院・買い物など多岐にわたり利用されており、導入の成果が表れている。
- しかし一方では、乗り合い運行のため別の利用者のお宅や目的地を回りながら移動するため、希望の時間に応えられることや運行範囲も町内、近隣の医療機関 2 か所と隣町の一部までと限定されていることが課題となっている。
- 福祉有償運送は 3 団体が実施。中重度の高齢者がほぼ通院等に利用している。地域住民からは付添いによる買い物のサービス支援を望む声がある。
- 移動手段としてはデマンドバスの利用、付添サービスについては住民主体の支援による訪問型サービス D の整備が求められている。今後、協議体や地域住民との懇談会等で検討する。

(イ) 訪問型サービス D 等の事業内容

- 訪問型サービス D の事業内容については、未検討。当面は現行の福祉有償運送やデマンドタクシーで対応していく予定。訪問型サービス D（移動・外出支援）の必要性については、町内のデマンドバス及び福祉有償運送の利用実績をまとめて、課題を検討している。この検討結果を協議会に提出し、議論する予定。
- 先行モデル事業として、通所型サービス B で通いの場への送迎を検討している。→その後、通所型サービス B を一般介護予防事業の通いの場に変更することが決まった。
- 通所型サービス B は、NPO 法人工プロンの共生型居場所「花の丘」は、最もこの通所型サービス B の形態に近いことから、29 年初期からモデル事業として進める予定。町内 10 キロ圏内にあるので、町全域とした町内に 4 か所程度の通所型サービス B の実施事業所を想定している。→その後、通所型サービス B を一般介護予防事業の通いの場に変更することが決まった。
- 28 年 4 月から、総合事業へ移行し通所型・訪問型サービス A を優先して実施している。
- 法人の持つ社有車の有効活用やボランティアの協力をいただく方向性で現在補助要件等をまとめている。同時にポイント制度も検討している。

(ウ) 現在までの経緯

- 2014 年 10 月から、地域包括ケアについて共通認識を図るために、町、包括、社協、NPO と事前学習会を開催。2015 年 3 月に協議体（高根沢町生活支援協議会）を設立。
- 以後、定期的に協議会を開催し、生活支援体制整備、総合事業のサービスメニューについて検討している。現在、地域別の高齢化率、地域の社会資源、介護認定者数をマップに落とし込み、地域の課題について絞り込んでいる。

- ・協議会のメンバーは、これから的新地域支援事業に深く関わっていく方々であり、早めに協議会を立ち上げたことで、大きな効果が得られたと思っている。
- ・通所型Bの開始に向けて2回ほど事業所としり合わせを実施した。対象者の要件や運営費、利用料など実施事業者が統一した条件のもとで実施していくよう検討した。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

- ・協議会のメンバー一人ひとりに、温度差があった。
→高齢者のアンケート調査結果や高齢者の状況、また町の社会資源をマップに落とすことにより、徐々に町の見える化が可能になってきた。今後協議会としてどう進めていくか見通しがついてきた。
- ・担い手の育成をどうするか。広報紙等で公募して応募者はいるのかどうか。
→まず生活支援センター養成講座を開催し、多様なサービスの担い手の確保に努めている。そしてセンターが活躍できる場として介護事業所や地域のサロンで活動を進めている。
- ・通所型サービスBをモデル的に実施していく中で、課題等を抽出していく。また、今後補助要件やモデル事業所を決定し、広く住民に周知していきたい。
- ・新しい総合事業についての住民への周知として、講演会やフォーラムを開催したが、住民の意識は変わっていない。今後、地域に出向き意識改革にむけた懇談会を開催したいと思っているので、生活支援コーディネーター協議体の中で検討していく。
- ・地域住民から協力員（キーマン）が生まれ、協働により進められることを期待している。

(オ) 訪問型サービスD等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

—

(カ) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

- ・2015年3月に協議体（高根沢町生活支援協議会）を設立

② サービス実施団体

(ア) 団体の概要

質問	記録
団体・事業者名	NPO 法人 グループたすけあいエプロン
組織の概要と今までの歩み	平成7年 会員制の非営利有償サービス（生活支援）を開始 平成9年 NPO 法人化 平成12年 介護保険法 居宅介護支援 訪問介護開始 平成13年 ガイドヘルプ開始 平成15年 小規模エプロンティサービス開始 平成16年 福祉有償運送開始（79条登録）

	<p>平成 19 年 通常型デイ「赤い屋根」開始</p> <p>平成 26 年 小規模短時間デイ「木の香」・居場所「花の丘」開始</p> <p>平成 28 年 地域支援事業 総合事業（A型）開始 デイサテライト化</p> <p>平成 29 年 共生型常設居場所は一般介護予防事業に指定される</p>
現在の事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険法（地域支援事業を含む、訪問型A 通所型A） 訪問介護 通所介護（サテライト）居宅介護支援 ○障害者総合支援法 居宅介護 同行援護 *町委託 障害者移動支援 ○枠外サービス 福祉有償運送 ふれあいサービス 共生型常設居場所 介護員養成事業
決算状況 ※2015 年度の決算	経常収益 195,988,188 円、経常費用 190,187,548 円 (2014 年度)
利用者の層と概数 平成 28 年 9 月実績	<p>ケアプラン数 要介護 97 人 要支援 43 人 計 140 人</p> <p>介護保険訪問介護 要介護 39 人 要支援 21 人 計 60 人</p> <p>総合事業 訪問型サービスA+現行相当 17 人 通所型サービスA 2 人</p> <p>障害者総合支援法 居宅介護 23 人 同行援護 0 人</p> <p>町移動支援 1 人</p> <p>ふれあいサービス 生活支援 13 人 移送 8 人</p> <p>居場所 来所 400 人/月 各種教室参加 200 人/月</p>
活動者（担い手）の層と概数	各事業について、常勤職員、非常勤職員、ボランティアなどが活動している。合計は約 125 人。

（イ）実施中の移動サービス・外出支援活動の現況

移動・外出支援の道路運送法上の種類	福祉有償運送
活動を始めた背景・動機	<p>平成 7 年から平成 16 年まで利用者の外出支援（通院 墓参り その他）を行ってきた。平成 18 年の道路運送法の改定に伴い福祉有償運送 79 条登録により継続的な外出支援を行っている。</p> <p>現在は主として介護保険法の要介護認定者に対しサービスを実施。その他スポットで入所者の外出支援（ふれあいサービス）を実施。</p>
利用者の層と概数	<p>利用者実数 18 名</p> <p>要介護 1 2 名 要介護 2 4 名 要介護 3 2 名 要介護 4 5 名</p> <p>要介護 5 3 名 障害者 2 名</p>
主な目的地	<p>対象市町 高根沢町</p> <p>近隣の病院への通院介助がほとんど</p> <p>最近は車いす車両が多くなっている。</p>

運転者の層と概数	福祉有償運送認定講習受講者 運輸支局に提出している人数 男性 4名 59歳～74歳 女性 17名 38歳～73歳
車両の種類と台数	スタッフの自家用車（セダン） 軽 10台 普通車 18台 エプロンの社有車（セダン） 軽 0台 エプロンの福祉車両（車いす対応） 軽 4台
利用料	基準交通費 30円/km 距離制運賃 70円/km 待機料金 800円/H
活動頻度や時間帯	透析等が多いと通院数が増えるが、最近透析者が少ない 年間 27年度実績 998回 時間帯 9:00～17:00
移動・外出支援にかかる補助金・委託金等の名称と内容 ※2015年度,2016年度に交付されている補助金・委託金	なし
移動・外出支援にかかる収入科目とそれぞれの金額 ※決算書類を元にご回答ください。	平成27年度実績 基準交通費請求 522,252円(事務所・利用者宅) 運賃 543,361円 待機料金 491,696円 合計 1,557,309円
移動・外出支援にかかる支出科目とそれぞれの金額	平成27年度実績 移動交通費 244,000円 人件費 1,419,819円 合計 1,663,819円
移動・外出支援にかかる事業を進めるうえでの悩みや課題、その対応策（現在実施中の移動サービスのほか、訪問型サービスD等を実施するにあたってのご意見もお願いします。）	町内ではフルデマンドが普及しており重度者以外の住民は、年間利用回数42000回のうち通院利用は16543回(40%)を占めている。町内の福祉有償運送実施団体の年間実施数を見ても延べ154回と他市町に比べ非常に少なくなっている。100円/回と廉価なことも影響している。 このような状況下で、訪問型サービスDのニーズが住民サイドにあるか不明な点もあるので地域での座談会で聞き取り判断が必要。 住民サイドとの座談会の中で検討してゆく 別紙 高根沢町訪問型サービスDの検討資料

(6) 埼玉県和光市

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- ・健康な住民の交通は、民間の路線バスと市内循環バスでほぼカバーできている。
- ・南北に予防拠点となる 2 か所の高齢者センターがあり、そこまでのバスもある。基本的には高齢者用だが空いていれば誰でも乗れる。朝と夕方往復 4 便、日中は 1 時間に 1 本である。
- ・福祉有償運送団体 10 団体に、要綱による市町村特別給付（指定基準による事業者指定）を行っている。
- ・要介護者については、介護保険の市町村特別給付で地域送迎を行っている。
- ・軽度者に対しては、地域支援事業で集団送迎を行っている。
- ・介護予防訓練の最終段階では、バス停までの歩行訓練とバスのステップを上がる訓練を行っている。

(イ) 訪問型サービス D 等の事業内容

- ・通所型サービス C の送迎を訪問 D で実施している。もともと地域支援事業の介護予防の 2 次予防事業として、H18 年から介護予防事業に参加する場合の送迎サービスを実施しており、これらが通所 C、訪問 D に移行した（H27 年 4 月）。

(ウ) 現在までの経緯

- ・介護予防を重視した自立支援型ケアマネジメントが効果を上げており、要介護（要支援）認定率は平成 26 年では 10%未満で全国平均を大幅に下回っている。また、和光市の第 6 期保険料は第 5 期に比べてたった 78 円しか上がってない。
- ・H15 年から、国からの補助金に頼るのでなく、市町村特別給付という和光独自の給付でやってきたのが一番の特徴。当時介護予防という言葉はなかったが、介護予防重視、予防前置主義と、居宅介護の限界点の向上、この 2 点について主眼に取り組んできており、介護保険事業計画にもそのことを明記してきた。
- ・和光市は、送迎サービスの整備によって在宅介護の限界点を上げることができている。
- ・福祉有償運送は、最初は NPO 法人の立上げ支援を続けたところ、今は皆経営的に自立している。給付の役割はそういうことだと考えている。市町村特別給付だから市が要綱で指定基準を作って、市が指定している。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

- ・地域に出ていき、市民向けの出前講座を多数実施し、和光市の介護予防や地域包括ケアの推進といった方針から住民に説明し住民から理解を得るようにしている。
- ・日常生活圏域ニーズ調査（全数調査）を実施しており、未回収者には民生委員が訪問して回

収している。ここで課題を把握し分析することがすべての出発点であり、その後の市の介護保険事業計画の基本方針を決めるためにも必須だと考えている。この調査によって、「開かずの扉」などの新たな課題の発見や新たなつながりができるなど、地域課題を解決するための互助のシステムづくりへと展開させている。また、民生委員への負担軽減のためにも、認知症サポーター、介護予防サポーター、ヘルスサポーターなどのボランティアサポーターも増やしている。

- ・わがまちの個別の課題を把握して積み上げて、わがまち独自のサービスを作り課題解決を図ることが本来の地方分権であり、重要なことだと考えている。国からの事業等もわが町にとって必要なのか常に検討したうえで実施、未実施を決定してきた。

(オ) 訪問型サービス D 等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

—

(カ) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

- ・和光市コミュニティケア会議（地域ケア会議）によってミクロのケアマネジメント支援を行っている。

(キ) その他（他自治体への助言）

- ・条例は自治体の最高上位法であり、条例で市町村特別給付としたことで、予算措置も行いやす。
- ・全国的に訪問 D の着手が遅れているが、自治体はニーズ調査で、送迎手段がないから地域での自立生活が継続できないということを明らかにするとよい。そこから、訪問 D 等で送迎をやるべきだという論点を出すとよい。
- ・総合事業に移行する際に、地域のニーズをしっかり把握し、必要とされるサービスを組み立てることができれば、認定率の低減・鈍化など結果はついてくる。

(7) 神奈川県平塚市

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- ・交通政策全体としては、医療機関が少ない地域への対応として、市民病院へのシャトルバスの運行を実施している。（担当部署：交通政策課）
- ・人口 25 万以上都市で唯一鉄道駅が 1 つしかないという稀有な特性。平塚駅からバスが放射線状に出ている。
- ・高齢者等を対象に、西八幡市役所臨時駐車場から市役所へ無料循環車を運行（30 分間隔）。
- ・市西部にある市民病院には、（神奈中バスが路線を開設していない）大神地区および横内地区からシャトルバスを運行（有料）。循環型。1 日 4~5 便。
- ・福祉有償運送団体は増加傾向。

(イ) 訪問型サービス D 等の事業内容

- ・訪問型サービス D をはじめとする新しい総合事業を活用した移動・外出支援の実施を検討している段階。
- ・訪問型サービス D の実施区域は協議体設置区域ごとになると思料。ただし、運用ルール等については市域全体で検討が必要。
- ・実施主体は地区ごとに異なると思料。たとえば住民グループ、地区社協、町内福祉村といった団体を想定。
- ・新しい総合事業の訪問型サービスは、A~C を実施中。通所型サービスは C のみ実施。

(ウ) 現在までの経緯

- ・協議体やコーディネーターの配置について、1 層ではなく 2 層から着手。住民の生活支援ニーズを住民間で共有することで、地域で解決することが可能な課題、市域全体で課題解決を図るべき課題が整理されやすくなると思料。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

- ・最大の壁は、厚労省の示すガイドラインでは業務範囲（事業範囲）が不明瞭である（もしくは、ガイドラインで示された事項を文字どおりで捉えると、業務範囲（事業範囲）はかなり限定的になる）ことである。

(オ) 訪問型サービス D 等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

- ・運輸支局等との調整は不可欠と思料。その際、福祉部門で調整された内容を運輸部門で拒否されることがないよう、国レベルでの事前調整が不可欠。
- ・国側から、自治体でうまくやってくださいと投げられるのは厳しい。国から「登録不要で対

「応可能な範囲」を示してほしい。また、制度施行時は柔軟な制度運用が可能であると謳いながら、監査や実地指導等で杓子定規な指摘をするようなことは厳に慎んでいただきたい。

(カ) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

- ・必要性の共有、実施手法等の検討は協議体が中心になると思料。
- ・生活支援コーディネーター（町内福祉村事業においては地域福祉コーディネーターと呼称）は、福祉村事業開始から10～15年の経験を生かし、ニーズや人材の発掘等で十分に機能している。

(キ) その他

- ・全国移動ネットなど中間支援組織には、サービスD等が住民間のささえあいを基調としていることを踏まえ、意欲のある住民が移送サービスに従事する際に留意すべきポイント等を教授する研修会の開催など、移送サービスのすそ野を広げる役割を期待。訪問型サービスDを始めることが決まってから人材育成を始めても遅い。着手可能なことから進め、訪問型サービスDをいざ実施しようとなったときに事業が推進できる環境を整備する必要がある。

(8) 滋賀県米原市

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- ・廃止路線のバス経路に完全予約制のデマンド型乗り合いタクシー（定員5名：運営委託 近江タクシー）を走らせている。合併前の山東町と伊吹町・米原町の一部に「カモン号」を運行、バス停を幾つか設けている事前予約制。JR米原駅周辺と近江町では「まいちゃん号」を運行。路線バス同様にあらかじめ定められた停留所や運行時刻に合わせて、予約があった時にだけ走る、言わば「事前予約制の小型バス」。運行方式は「区域運行方式」を採用しており、従来の路線バスと異なり予約状況に応じてルートが変動するピックアップ運行というシステムで、予約のあった停留所間のみを最短距離で結ぶ。
- ・その他に高齢者、障がい者を対象とした乗車券購入費助成制度（高齢者：1/3、障がい者（市外）：1/2、障がい者（市内）：2/3）がある。

(イ) 訪問型サービスD等の事業内容

- ・「米原市地域お茶の間創造事業」を実施している4団体中3団体が訪問Dに取り組む予定。要綱には第一号訪問事業として『地域訪問型サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を行うこと』を設けている。補助対象経費は『利用者の支援に要する経費（器具什器費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、損害保険料、賃借料費）』。補助額は『利用者一人につき乗車前・乗車介助または降車・降車後介助1回当たり250円』。1往復に1,000円。片道だと500円。利用者負担は団体によって独自の料金設定(ex: 100円、ガソリン代別途等)。3団体については登録を要しない形態で運行を行っている。

(ウ) 現在までの経緯

- ・平成25年度から地域の助け合い活動である地域お茶の間創造事業をスタートしている。一昨年からは「ご近所元気隊教室事業（介護予防事業）」を開始している。
- ・75歳以上の高齢者にニーズの聞き取り調査を行った。この中で自分たちの地域にどんなサービスがあれば利用したいか調査した。ここで送迎というニーズが見えてきた。
- ・デマンド型では高齢者の押し車を乗せられない。バス停まで行けない。ドアツードア型のニーズがある。また積雪時には定時運行は厳しく屋根の無いところで待つのは厳しい。福祉有償運送の対象者は臥床または車椅子を利用しているため交通機関を利用することが困難な者のみ。その他、生活交通として集落内にバス停を移動したいという希望もあるがバス停移動は容易ではないことがわかった。
- ・平成25・26年度に13地域でモデル事業を実施していて平成27年度からは7団体が新規参入して、地域お茶の間創造事業に取り組んでいる。新しい総合事業への意向調査（平成28年3月）を行ったところ5団体の意向あり。うち3団体が取り組む。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

- ・地方創生の総合戦略の一環として公共交通の PT（みらい創生課、防災危機管理課、くらし支援課、その他の課）を今年度からスタートさせる予定。
- ・事故のリスク（自分の車で事故した場合など）。現在はスタートガイドなどでトラブルに対応できる覚書等を作成している。

(オ) 訪問型サービス D 等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

—

(カ) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

- ・社協の生活支援コーディネーターが地域支え合いセンターを拠点として地域お茶の間創造事業に取り組む支援活動やネットワーク化、人材育成に取り組んでいる。移動支援についてはカリキュラムを導入している（安全運転講習）。また活動が困難なエリアへも支援している。

② サービス実施団体

(ア) 団体の概要

質問	備考
団体・事業者名	大野木長寿村まちづくり会社 ※ただし任意団体
電話番号	0749-57-0184 ※代表番号ではなく個人宅
住所	〒521-0244 滋賀県米原市大野木 1461
ご担当者	西秋清志（社長）、清水清市（副社長）※いずれも団体内部の肩書
組織の概要と今までの歩み	大野木区の住民有志が集まってH23年9月に組織を立ち上げた。その後、半年間の準備期間を経てH24年4月から拠点を中心に本格的に高齢者の支援活動を開始。移送サービスは白タクにならないようにH24年4月から1年間かけて米原市社協と協議して、H25年4月から道路運送法上の登録を要しない方法での活動を開始。その他の活動は高齢者支援訪問事業等で、高齢者の要請には何でも対応するしくみを構築している。利用料は屋内：30分=300円、屋外：30分=500円 ※ただし30分以下切り捨て（例）29分まではタダ。そのうち担い手が7割、事務局が3割の配分。移送サービスは燃料費実費のみで全額運転者に支払い、事務局にはお金が入らない仕組み。
現在の事業内容	移送サービス（随時）、弁当配食（木曜日）、昼食・コーヒーの提供、認知症予防教室・子ども食堂、食糧品（移動）販売、要支援B型対応（土曜日）、たまり場で自由会話の日（水曜日）、その他、屋内・外の仕事なんでも。但し、金銭、財産等の管理、争い事、人権等専門的なことは対象外
決算状況 ※2015年度の決算	【収入】150万円 【支出】150万円

利用者層	65歳以上の大野木区民(高齢者支援訪問事業等)、子ども(食堂、イベントほか) 利用率(全世帯換算 7割) 移送サービスの常時利用者は 15人
活動者(担い手)の層	社員 60名(うち役員 10名) ※男女構成比:男性 47%、女性 53% 採用時に得意分野を確認登録する。

(イ) 実施中の移動サービス・外出支援活動の現況

移動・外出支援の道路運送法上の種類	道路運送法の登録不要の活動
活動を始めた背景・動機	当地には行政窓口や駅、郵便局、学校、銀行、病院や買物ができる店舗がない。近いところでも 3km以上離れており、かつ唯一の路線バス運行も 1日に数本程度で利用価値は少ない。現在、集落(147世帯、人口 420人)では、高齢化率 34%、高齢者世帯 60%となっているが、今後は益々高齢化が進むことが推測され、移送は高齢者支援の最大要望項目でもある。住民の出入りが少なく、住民同士皆が顔なじみで活動しやすい。
利用者の層と概数	一人暮らし高齢者、高齢者世帯、戸間一人暮らし高齢者、障害者、母子家庭で自動車やバイクに乗れない人。利用者はチェックリスト非該当程度の ADL。基本的に自立されている。車いす等重度の方は対象外。
主な目的地(限定されていれば)	総数 129件。通院 114件、駅 9件、買い物 5件、お寺 1件 ※H27年実績 買物希望が少ないので移動販売があるから。
運転者の層と概数	65歳以上の社員が運転 男子 6人、女子 3名(内役員 6名) 毎年 4月に車検証や保険の加入状況、運転免許を確認し社協に提出。平均年齢 69才 ※H28年 12月から 75歳以上は事故防止のために運転しないことにした。
車両の種類と台数	原則として社協の車を使用。但しこれによれない場合は地域で登録した軽トラ 4台、乗用車 3台(役員の車)
利用料	ガソリン代実費のみ 50円/Km(燃費、走行距離、燃料費時価を勘案)
活動頻度や時間帯	7時から 18時頃まで(但し、気象等条件が悪い場合は勇気を以って断る)
移動・外出支援にかかる補助金の名称と内容	無し
移動・外出支援にかかる収入科目とそれぞれの金額	移送サービスはガソリン代のみが料金対象。利用料は全て運転者に支払われる。(料金の授受は、利用者と支援者双方の領収書が1葉になっており、見える化方式を採用)
移動・外出支援にかかる支出科目とそれぞれの金額	同上

移動・外出支援にかかる 事業を進めるうえでの 悩みや課題と、その対応 策	<p>万一の事故を予防するために</p> <p>(1) 安全運転ができる運転者を採用する⇒役員が多くなる</p> <p>(2) 無理をしない送迎</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 高齢者が日常運転に慣れている車を利用 ※ 時間に余裕があること ※ 送迎は概ね明るい昼間とする。(夜間は行わない) ※ 豪雨、雷、台風、凍結、吹雪等気象条件の悪いときは断る。 ※ 運転手の指名があっても仕事中など支障があるときは、他の運転者とする。 <p>(3) 利用者はタクシー代わりに利用しないこと。</p> <p>(4) 概ね 30 km以内の目的地とする。</p> <p>(5) 利用者は自分で運転できない人、又は昼間家族等が不在の高齢者。</p> <p>(6) その他、送迎に不安のあるときは、今まで通りタクシーか救急車依頼を勧める。</p> <p>その他の対応策</p> <p>(1) 社会福祉協議会に依頼して定期的に運転技能等講習会を開催</p> <p>(2) 各自、車の任意保険は安心できる保険内容に</p> <p>(3) 集落の保険や送迎対象保険に加入</p> <p>(4) 運転関係者及び行政、社協との情報交換</p> <p>(5) 支援者との連携・利用者の見守りを大切にする。</p> <p>(6) 広報等で活動内容を周知する</p>
---	---

(9) 大阪府大東市

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- ・ 現在は身体障がい者（1級）の方を対象にタクシーチケットの補助事業がある。交通弱者に限らないが来年度、交通対策課が市の東側（生駒山）にデマンドタクシーorバスの運行開始を計画している。通いの場への送迎に使えるかどうかは未定。

(イ) 訪問型サービス D 等の事業内容

- ・ 訪問型サービス D は福祉有償運送（6団体）の団体と生活サポートセンターを検討している。あとは自治会。

(ウ) 現在までの経緯

- ・ 平成 17 年度から大東市が独自のプログラムで開発した介護予防体操「大東元気でまっせ体操」への通所は原則として徒歩になるが、大東市の地域包括支援センターの調べでは市内で移動支援があれば 80 名の方が参加可能なことが分かった。移動支援の必要性は山間部という地域性もあるが、大東元気でまっせ体操に参加できない方をどうするかということがきっかけとなって訪問型サービス D の活用を検討している。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

—

(オ) 訪問型サービス D 等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

—

(カ) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

—

(10) 奈良県黒滝村

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- ・ 黒滝村障害者総合支援事業移動支援（実施要綱あり）
- ・ タクシー利用料金助成事業：65 歳以上、身体障害者手帳 1.2 級 奈良県養育手帳重度 精神保健及び精神障害者福祉 1 級。（資料あり）
- ・ 福祉有償運送事業団体：0 法人
- ・ 介護タクシー：0 社（道路運送法 4 条）
- ・ 地域公共交通会議はない。

(イ) 訪問型サービス D 等の事業内容

- ・ 地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業が始まるに当たり、社協より訪問型 D をやつたらどうか、やらせて欲しいとの打診があった。
- ・ 訪問サービス D のみを実施する方針とし、2016 年 9 月議会で、2017 年 1 月から実施することを承認された。
- ・ 障害者総合支援事業移動支援（社会福祉協議会に委託）の実施がきっかけとなった。

<実施内容>

- ・ 実施要綱（案）あり
- ・ 訪問型サービス ABC は実施せず
- ・ 訪問型サービス D I 80 単位（800 円）（1 回につき 30 分まで）
- ・ 訪問型サービス D II 150 単位（1500 円）（1 回につき 1 時間まで）
- ・ 村内に限定（タクシーにも配慮）
- ・ 通院、買物、友人宅訪問も可能
- ・ 1 往復/日/人

(ウ) 現在までの経緯

- ・ 奈良交通の路線バスが、20 年ほど前から徐々に路線縮小・廃止をおこなった。全村域対象に、15~16 年前から村営のコミュニティーバス（ふれあいバス）を運行することにし、当初は役場職員が対応をし、その後下市町のタクシー会社に委託した（2016 年 11 月現在 1 日 3 便）。域外を越えたコミュニティバスが難しいので、下市口駅までのデマンド（過疎地有償運送）も検討したが、タクシー事業所が当該地域にあり実現しなかった。そこで、65 歳以上および身体障害者などを対象に、自宅から南奈良総合医療センター、吉野病院、五條病院間の、タクシー利用料金の助成事業を開始した（近隣町村のタクシー 4 社）。平成 18 年からは、障害者総合事業移動支援を開始し、社会福祉協議会に委託している（2016 年 11 月現在 5 名利用）。
- ・ 訪問 ABC については「受益者負担が発生するなら専門資格者のサービスを受けたい。」「いわ

ゆる「近所のサービス」の事業化は、難しい。」「若い人には、小遣い代りに用を頼む。」などの地域の声があった。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

- ・デマンド交通の導入を検討したが、投資費用など（「一人電話番を置くくらいなら、ヘルパーを送って欲しい」の声）費用や人材面の問題もあり、開始に到らなかった。壁は、動き出してから出てくると考えている。
- ・黒滝村元気ふれあい活動ポイント制度を実施中。
- ・一度、福祉有償運送や過疎地有償運送で、移動の問題解決を考えたが、利用者の範囲が限定されたり、タクシー事業所との調整があつたので挫折したので、登録不要の活動を選択。

(オ) 訪問型サービス D 等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

- ・給付か委託か補助かが制度を検討する上ではっきりしてなかった。今もはっきりしていない。
どんな体制で実施するか最初に悩んだ。

(カ) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

- ・協議体や生活支援コーディネーターは、第1層も第2層も設置、配置していない。
- ・介護保険運営協議会が、協議体の役割を担っており、そこで移動に関する問題・課題を、現在話し合っている。
- ・2016年5月より、社会福祉協議会で1名新規に雇用しているが、その人がコーディネーターになるかは未定。

② サービス実施団体

(ア) 団体の概要

団体・事業者名	黒滝村社会福祉協議会
組織の概要と今までの歩み	黒滝村社会福祉協議会 HP を参照ください。
現在の事業内容	居宅訪問介護事業・居宅介護支援事業 通所介護事業等 地域包括支援センター事業 短期入所生活支援事業 障害福祉サービス事業 総合事業
決算状況※2015年度の決算	54,142.000 円

活動者（担い手）の層と概数	職員 平均年齢 50~60 代 ヘルパー 平均年齢 60 代
---------------	-----------------------------------

(イ) 実施中の移動サービス・外出支援活動の現況

移動・外出支援の道路運送法上の種類	実施していない
活動を始めた背景・動機	—
利用者の層と概数	—
主な目的地	—
運転者の層と概数	職員 3~5 名（ケアマネージャー2 名） 40 歳以上
車両の種類と台数	7 台（福祉車両 3 台 軽 4 台）
利用料	—
活動頻度や時間帯	—
移動・外出支援にかかる補助金・委託金等の名称と内容 ※2015 年度,2016 年度に交付されている補助金・委託金の状況	給付 委託 90,000 円/月
移動・外出支援にかかる収入科目とそれぞれの金額	一括
移動・外出支援にかかる支出科目とそれぞれの金額	—
移動・外出支援にかかる事業を進めるうえでの悩みや課題、その対応策 (現在実施中の移動サービスのほか、訪問型サービス D 等を実施するにあたってのご意見もお願いします。)	医療のみではなく余暇や買物などへの外出支援が不可欠

(11) 島根県美郷町

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- ・島根県への2度にわたる過疎地有償運送の申請を試みたが、受理されず、何とかしたいということで、島根県が独自の「自治会等輸送事業」という仕組みを作った際に、2番目に取り組んだのが、別府安心ネットさんである。
- ・バス停から400メートル以上離れた「交通不便地域」の住民は1142人（5年前のデータ）。
- ・JR三江線が再来年（平成30年3月末）をもって廃止される予定なので、現在、代替交通（バスを想定）を検討中。
- ・バス路線の廃止の動向はないが、平成28年3月に交通計画の見直しを図り、定時・定路線型を、ドア・トゥー・ドアのデマンド型に変えていくという方向性を出し今後実施していく予定。
- ・町内には、タクシー会社は、3社ある（2～3台程度の会社）。市町村運営有償運送（2路線）を委託している。その定時・定路線型を、今後、ドア・トゥー・ドアのデマンド型タクシーに順次代えていく。
- ・市町村有償運送が2路線（スクールバス混乗）、民間（みなし4条が1路線、純民間が2路線（①大田市から来る柏原線（石見交通）（8往復程度）、②広島の三次市から来る作木線（備北交通）（1往復）、純粋なスクールバスを旧・邑智町の範囲で運行。
- ・国道375号線沿いのバス停留所まで出るのが大変なところが少なくない。
- ・今後、有償運送の立ち上げを検討している自治会が2～3地域ある。

(イ) 訪問型サービスD等の事業内容

- ・島根県では、平成29年度から「新しい総合事業」に移行するという方針。美郷町としても、来年4月から訪問B及びDをやる予定。

(ウ) 現在までの経緯

- ・現状は「業務委託協定書（案）」「事業に対する助成金額」を別府安心ネットさんと検討している段階である。
- ・①高齢化率45%、独居+高齢者：4割、認知症も多く、事故も多いので、外出支援が必要という住民アンケートがあったところ、②安心ネットが先んじて外出支援のサービスを始めた。行政としてもこれを広げたいという思いがあった。③安心ネットから、行った先でも受診の手続きの支援や、お買い物の荷物を持ったり、支払いをする際の支援を要する人が多い。その手間が大変、という相談があった。④介護保険法の改正を受けて、訪問Dで支援できるのではないかということを平成28年の初めから行政側で検討を始めた。
- ・美郷町では、NPO立ち上げに際し、年間最大150万円を原則3年間（最大5年間）補助

する制度がある。別府安心ネットは、平成 24 年度から当該補助金の助成により事業を進め、平成 28 年度末で終了するという状況にあったので、美郷町に相談があった。そこで、介護保険法の改正もあり、訪問型サービスに位置付けるということである程度のニーズがカバーできるのではないかということになった。

- ・別府安心ネットさんからの相談がきっかけで、それがなければ新しい総合事業の開始という話にはならなかった。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

- ・単価設定についても同一保険者内の自治体間で違いがあってはいけないので、統一する必要がある。介護保険の保険者を「一部事務組合」もしくは「広域連合」などの広域でやっている場合、介護保険財政を使うため、他の自治体との調整・了承が必要となる。新しい総合事業について先行の取り組みがなければ自分たちで先行する形で基準等を設定できるが、先行自治体があると、訪問型 B、D なら自由度は残るが、調整が難しい面が出てくる。通所 A については国の基準が示されていることもあり、単価設定はさまざまなことを考慮して決めなければならず自由度は狭い。
- ・一部事務組合構成自治体の了承については、今回、B,D をやるのは、美郷町単独だけなので、単価だけでなく、委託にするのか助成にするのかも含め、かなり自由にできた。
- ・交通事業者の反対はあったが、そもそもタクシー会社も美郷町内を網羅できているわけではなく、大田市内からタクシーを呼ぶような状況があり、そこまで強い反対ではなかったため、上述のように、一定の「妥協」により打破することができた。
- ・「利用者の方に新たな負担をかけたくない」「できるだけ公費で賄ってほしい」というのが、NPO 側の要望。“これまで「サービス」として行ってきたものが、新しい総合事業を始めたがゆえに、個人負担が 200~300 円であっても新たに増えるというのは、利用者が高齢者でお金がない状況であることに鑑みると問題である”というのが、そこでの発想。初めて訪問型サービスを始めるというのであればそういう悩みは生じないが、すでに有償運送をやっている場合には、悩ましいところである。

(オ) 訪問型サービス D 等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

- ・島根運輸支局に地域の実情や NPO 側の想いを考慮した前向きなアドバイス、助言をしてもらった。
- ・実施団体にとっては、事務処理、書類作成、手続きが煩雑で自分たちにできるのだろうかという不安がつきまとう。その部分を行政側がバックアップすることが大事。

(カ) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

平成 29 年度から「別府安心ネット」も協議体のメンバーになってもらう予定である。

② サービス実施団体

(ア) 団体の概要

質問	記録
団体・事業者名	NPO 法人 別府安心ネット
組織の概要と今までの歩み	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が安心して住み続けることができるよう、住民に対して生活支援に関する各種サービスを提供する事業を行い、個人や地域が自立連携し、誇りを持って暮らす社会の実現に寄与することを目的に、平成 24 年 3 月に設立。 <p>入会金：2000 円、年会費：2000 円。</p>
現在の事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活サポート事業（高齢者宅等の草刈や農作業支援等） 移動サポート（過疎地有償運送・福祉有償運送） 資源調査・地域計画づくり、6 次産業研究 など
決算状況 ※2015 年度の決算（なければ 2016 年度の予算）	※ 別府安心ネット「平成 27 年度事業報告書」 参照ください。
利用者の層と概数 ※事業別に異なるときは、それについてご回答ください	<p>【会員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 別府地区の全戸及び君谷地区の一部（約 140 名） <p>【利用者】（平成 26 年度）</p> <p><生活サポート事業></p> <p>→稼働日数：124 日、利用回数：254 回、時間：737 時間</p> <p><移動サポート事業></p> <p>→運行日数：235 日、利用者数：775 人、1 日平均：3.3 人</p> <p>より詳細かつ経年的なデータについては、別添資料：美郷町企画財政課・定住促進課（2016）「NPO 法人別府安心ネットの取組みと行政の関わり」 の 11 頁を参照。</p>
活動者（担い手）の層と概数 ※事業別に異なるときは、それについてご回答ください	<p><生活サポート事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域おこし協力隊：3 人、てご隊 3 人（＊特に草刈り時期には、協力隊だけでは対応出来ないため、一般の方を登録してお手伝いしていただく。理事も草刈りには応援する。） <p>* 作業内容</p> <p>→①農業作業（草刈り）、②農業作業（田畠の耕作等）、③自宅外回りの木や竹等の伐採、④墓地の清掃、⑤自宅内の整理清掃、⑥除雪作業。</p> <p>* 事業成果</p> <p>→利用日数：124 日、利用回数：254 回、実働時間：737 時間。</p> <p><移動サポート事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 運行管理者（バス会社で勤務経験あり）も含め、運転手：計 8 名（うち地域おこし協力隊が 3 人、2 種免許保持者が 2 名）

(イ) 実施中の移動サービス・外出支援活動の現況

移動・外出支援の道路運送法上の種類	福祉有償運送、公共交通空白地有償運送
活動を始めた背景・動機	<p>現・理事長が連合自治会の会長をしていた時にこのまではいけないという思いで連合自治会長の職を降りて平成 24 年に NPO を立ち上げた。U ターン組だけで作った。（＊たまたま 1 歳年上とか 1 歳年下の連中が 10 年くらい前から U ターンで戻ってきた。）</p> <p>平成 22 年度から自治会で交通問題に取り組んでいたが（自治会等移送サービス）、それだけじゃどうにもならん、外にも出たいということで、NPO を立ち上げ、翌年から過疎地有償運送と福祉有償運送を始めた。</p> <p>自治会等移送サービスでは、10 人乗りのバスを町から無償提供してもらって、地域内でデマンドをやっていたが、その運転手は、地域おこし協力隊員 3 名であった。しかし、地域おこし協力隊は「当てにならない」ということで、持続的安定性に不安が生じたため、平成 24 年度に NPO を立ち上げて、有償運送に取り組むことになった。</p>
利用者の層と概数	<p>＜対象者＞</p> <p>過疎地有償運送の対象者＝143 世帯（うち君谷地区 11 世帯） 福祉有償運送の対象者＝31 人（うち君谷地区 11 名）</p> <p>＜利用実績＞</p> <p>利用者総数：778 名（平成 26 年度）、576 名（平成 27 年度）</p> <p>＜内訳＞</p> <p>過疎地有償運送：91 名（平成 26 年度）、57 名（平成 27 年度） 福祉有償運送：687 名（平成 26 年度）、519 名（平成 27 年度）</p>
主な目的地	<p>過疎地有償運送は「地域内」。 福祉有償運送は「地域内＝近隣市町の病院」</p> <p>大田市内病院 61%、川本町内病院 21%、美郷町内病院 18%</p> <p>→より詳しくは、別添資料：美郷町企画財政課・定住促進課（2016）「NPO 法人別府安心ネットの取組みと行政の関わり」 の 12 頁参照。</p>
運転者の層と概数	<p>運転手：計 8 名（うち地域おこし協力隊が 3 人、2 種免許保持者が 2 名）</p> <p>時給 850 円（待ち時間にも支払う→大田市まで 1500 円が利用者負担の料金なので、たとえば、合計で 4 時間かかった場合は、$850 \text{ 円} \times 4 = 3400 \text{ 円}$ となり、$3400 - 1500 = 1900 \text{ 円}$ 分は不足することになる。その分は、補助金 150 万円から拠出しているので、赤字になる。一度に複数乗車すれば良いのだが、医師不足で、担当医が異なると、どうしても診察時間が異なるため、単独で行くケースが多い。）</p>

車両の種類と台数	<p><過疎地有償運送> 3台（10人乗ワゴン車、軽自動車、5人乗ワゴン）</p> <p><福祉有償運送> 2台（10人乗ワゴン車、車椅子移動車）</p>
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・料金表のとおり（400円～）例：大田市まで：1500円 ・料金表以外の目的地：500円+50円/km ・追加目的地がある場合は300円/箇所を加算 <p>*予約時間：24時間対応（時間外は留守番電話対応）、②予約方法：電話により予約、③予約期限：利用日2日前までに</p>
活動頻度や時間帯	<p><活動時間>月曜日～金曜日：8時30分～17時</p> <p><利用頻度>1日当たり：3.3人（平成26年度）、2.8人（平成27年度）</p>
移動・外出支援にかかる補助金・委託金等の名称と内容 ※2015年度、2016年度に交付されている補助金・委託金の状況をお答えください。	<p>原則3年間、最大5年間、年間150万円の補助。</p> <p>※詳細は、美郷町NPO法人等活動支援事業助成金交付要綱（を参照ください。</p>
移動・外出支援にかかる収入科目とそれぞれの金額 ※決算書類を元にご回答ください。	<p>※詳細は、別府安心ネット「平成27年度事業報告書」を参照ください。</p>
移動・外出支援にかかる支出科目とそれぞれの金額 ※決算書類を元にご回答ください。	<p>※詳細は、別府安心ネット「平成27年度事業報告書」を参照ください。</p>
移動・外出支援にかかる事業を進めるうえでの悩みや課題、その対応策 (現在実施中の移動サービスのほか、訪問型サービスD等を実施するにあたってのご意見もお願いします。)	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金に頼るばかりではだめだということを認識している。今も産直市をやっているが品物が少ないばかりに午前中で終わりになっている。今後は、「小さな拠点」形成を進め、六次産業や教育ツーリズムなどを取り入れて少しでも稼ぎたい。将来的には、近隣商店の閉店も見込まれることから、買い物も含め、そこに行けば日常生活を送る上での必要なものが揃うといった状況を作り出し、他方で、一人でも二人でも雇用を生み出せるようにしたい。 ・野菜を作っている家庭は多いが、高齢ゆえにそれを出荷できない状況にある。そうした野菜を集荷して回るような仕組みを作ればいいと思っている。

(12) 鹿児島県さつま町

① 行政

(ア) 地域交通や移動など交通弱者全体に係る状況について

- ① 民間タクシー（フリー） 初乗り 670 円 + 距離・時間
- ② コミュニティーバス～バス停・平日・コース限定 1 回 200 円
- ③ 乗り合いタクシー～バス停・平日・コース限定 1 回 200 円×要予約
＊②③は路線バスの既定路線と並行しては運行出来ない
- ④ 介護タクシー～要介護 1～5 認定者×要予約・ケアプラン
1 回 30 分・クオラ 510（社協 500）円 + ヘルパー料金クオラ 1,020（社協 1,040）円
- ⑤ 自由契約～要支援・身体障害者等×要予約（プラン不要）
1 回 30 分・クオラ 1,870（社協 1,600）円 + ヘルパー料金 30 分クオラ 1,500 円（社 原則不要）

(イ) 訪問型サービス D 等の事業内容

- ・住民主体の B について、平成 29 年 1 月から実施を予定しており、実施する地域は、平成 28 年 12 月までに団体の設立を届け出もらう予定。12 月議会に補正予算を提出予定（枠はもっている）。地域支え合い推進員の配置ができて、設立届ができたところから始めてもらう。
- ・今回制度化したのは、介護タクシーの許可を受けている法人による移送サービスのみであり、今後は、住民主体によるサロン等への送迎を制度化できないか、検討する必要がある。いくつかのサロンでは実際にボランティアが送迎をされているところもある。

＜利用条件＝①～③を全て満す場合＞

- ① 介護タクシーに準じて、車の乗り降りに介助が必要な要支援の認定者、若しくはチェックリストによる総合事業対象者。

- ⑥ バス停から遠く、また昼間、近くに運転できる家族がいない方。

- ⑦ 行先は、「さつま町内」の日常生活に欠かせない、通院・買い物・金融機関などに

＜料金等＞

- ① 1 回の片道利用は概ね 30 分以内の利用とする（町内であればほぼ 30 分以内で行ける）

- ② 一人 1 回の利用は、510 円。

- ・同一車両に 2 人が乗り合わせる場合、または車両に応じて 3 人が乗り合わせる場合も、運賃は 510 円の定額。人数で割って支払ってください。

＜サービス利用開始＞

- ① 判定会議によりサービス利用を決定。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が間に入ってプラン作成。

- ③ 介護保険料の滞納がないこと。

＜許可車両＞

- ① 業を行う団体は町税の未納が無く、道路運送法に規定する自家用有償運送の許可を有していること。

<総合事業・訪問型サービス D 補助金>

1台・年 324千円

(ウ) 現在までの経緯

- ・5月に、町内の1事業所（クオラ）から、総合事業の実施により訪問型サービスDで要支援者を対象とした移送サービスを提供できないかという提案を受けた。必要を感じていたので、二つ返事で了解した。
- ・九州運輸局鹿児島運輸支局や厚生労働省の担当者に確認を取りながら制度化した。
- ・4月から、20公民館を対象に、今回の介護保険制度改革で座談会（町内20地区中17地区で実施済）を開催して説明してきた。

(エ) 実施にあたっての壁とその乗り越え方

- ・今後、ニーズに応じきれるかどうかが課題。不足する場合には、町内で介護タクシー事業を行っている団体がもう一つあるので、その団体（社会福祉協議会）にも訪問Dを実施してもらおうことをお願いする。
- ・ケアマネジャーからの意見として、移動支援を安価で利用するため、サービス利用申請が増えることが予想される。→訪問型移動支援サービス事業利用者判定会議において、利用の可否を決定していきたいと考える。
- ・住民主体のサロン等への移動支援については、運転者も高齢者が多く、事故の危険はつきものであると考える。→最低限の任意保険の加入はもとより、事故の可能性も視野に入れながら、利用者がそのようなことを十分理解した上で、利用に同意する必要があると考える。
- ・介護保険ができて地域の支えあいが全部介護保険に移った。それをまた地域の支えあいに、という意識の切り替えが難しい。もちろん隣の人が乗せてあげるような地域の支えあいはまだ残っている。
- ・高齢化率最高70%ぐらいの地区もあり、支え手がない。

(オ) 訪問型サービスD等に関する制度面での不明点や疑問点、改善要望など

- ・直接的な補助ができない理由を、もう少し詳しく解釈してもらいたい。

(カ) 協議体や生活支援コーディネーターの関わり

- ・第1層協議体の会議（3回目）を、11月に予定しているので、その中で報告していきたい。また、第1層と第2層の生活支援コーディネーターが、住民主体の移動支援ができないか地域に出向いて説明を継続しながら検討していきたい。
- ・第3層コーディネーターについては、134の公民館に各1名の選出をお願いしたところであ

るが、現在 45 名しか選任できていない。9月 27 日に研修会を開催し、選任ができたところから、総合事業の取り組みを進めることにしている。

- ・*地域包括支援センターは社協に委託して 1 か所。第 2 層をどうするかは検討中だ。コーディネーターは現時点で 1 層と 2 層に 1 人ずつ。2 人とも主任ケアマネをしていた 60 歳の女性。
- ・協議体のメンバーは訪問介護、通所介護、社協、シルバー人材センター、学識経験者など。

(キ) その他（平成 29 年度の取り組み方針として）

- ・第 2 層コーディネーターは人材の問題もある。適任者が見つかるか？第 3 層を取りまとめる上のエリアとして必要になるかも。

② サービス実施団体

(ア) 団体の概要

質問	記録
団体・事業者名	社会福祉法人クオラ
組織の概要と今までの歩み	昭和 44 年社会福祉法人を設立。 昭和 53 年医療法人設立 平成 11 年グループの医療法人で介護保険相談所開設。 平成 17 年にグループ関連会社が訪問介護・介護タクシー事業開始。 平成 27 年社会福祉法人にて訪問介護・介護タクシー事業開始
現在の事業内容	(社会福祉法人) 特別養護老人ホーム（さつま町、姶良市） 通所介護 訪問介護、介護タクシー 在宅介護支援センター 保育所、障害児通所施設 (医療法人) 病院（さつま町、姶良市） クリニック（薩摩川内市） 介護老人保健施設 通所リハ（さつま町、姶良市、薩摩川内） グループホーム サービス付き高齢者向け住宅（さつま町、姶良市）
決算状況 ※2015 年度の決算	別紙参照

<p>利用者の層と概数</p> <p>※事業別に異なるときは、それについてご回答ください</p>	<p>※社会福祉法人のみ</p> <p>特別養護老人ホーム マモリエ（従来型） 入所定員（長期 90 名、短期 10 名） 利用平均（98 名／日） 平均介護度（長期 4.3 短期 3.3）</p> <p>特別養護老人ホーム マモリエあいら（ユニット型） 入所定員（長期 90 名、短期入所 10 名） 利用平均（96.5 名／日） 平均介護度（長期 4.1、短期 2.2）</p> <p>通所介護 クオラ i マモリエ 利用平均（30 名／日） 平均介護度（1.45） 訪問介護 クオラ U 訪問介護部門 利用者数（801 件／月） 介護タクシー部門 利用者数（648 件／月）※D 型を含む 平均介護度（訪問 1.77 タクシー 2.29） 在宅介護支援センター 相談対応件数（38 件／月） 保育園クオラキッズ 利用者数 71.5 名／月 発達支援センター クオラバンビーノ 利用者数 8.1 名／日 H29.2 月実績より</p>
<p>活動者（担い手）の層と概数</p> <p>※事業別に異なるときは、それについてご回答ください</p>	<p>※社会福祉法人のみ</p> <p>特別養護老人ホーム マモリエ 介護職 38 名 看護職 6 名 特別養護老人ホーム マモリエあいら 介護職 56 名 看護職 8 名 デイサービス クオラ i マモリエ 介護職 10 名 看護職 4 名（内 1 名機能訓練指導員） 訪問介護 クオラ U 訪問部門 介護職 9 名（常勤 6 名、パート 3 名） タクシー部門 介護職 5 名（常勤 3 名、2 名） 保育園クオラキッズ 保育士 21 名 保育従事者 2 名 発達支援センター クオラバンビーノ 保育士 2 名 指導員 2 名</p>

(イ) 実施中の移動サービス・外出支援活動の現況

移動・外出支援の道路運送法上の種類	78条許可（ぶら下がり許可）
活動を始めた背景・動機	<p>社会福祉法人クオラと同グループの医療法人の関連の株式会社がさつま町で平成17年から先駆的に介護タクシー事業を実施したが、医療法改正等による利用者の減少、介護人材不足等により事業撤退を考えていた。さつま町の要介護高齢者にとって必要不可欠な移動手段であることから、社会福祉法人という公益的な立場から、同社の事業を継承することとしたのが、事業開始の動機である。</p> <p>平成27年4月に訪問介護を、9月から介護タクシー事業を引き継ぎ、運営を開始した。運営を行う上での課題として収支状況が悪く新たな事業展開を考える必要が出てきた。</p> <p>平成28年4月よりさつま町で総合事業が開始されるにあたり訪問型サービスDによる要支援、事業対象者の移動支援が出来ないか検討を行った。その背景としてさつま町では高齢化率が高く周辺地域の移動支援が課題となっている。合わせて要介護から要支援に切り替わった方々が介護タクシーを利用できなくなることや、要支援であっても移動困難である方が多く、通院だけでなく買い物、金融機関に行くのに困っている方も周辺部には多いなど需要が多い現状をケアマネジャーからたびたび聞いていた。又、町からも高齢者意向調査で移動支援ニーズが高いと聞いた。陸運局への確認を行い、5月にさつま町に訪問型サービスDによる移動支援を提案、町も承諾し10月末から事業開始となった。</p>
利用者の層と概数	<p>要介護1～5の利用者100名程度が介護保険に基づく介護タクシーの利用登録をしている。</p> <p>平成28年11月より要支援・事業対象者を対象とした訪問型サービスDを開始。1カ月平均の利用件数(片道)は、617件(H28年4月～H29年2月実績)。D型は11月より開始 平均 71件(3月末利用見込みは130件)</p>
主な目的地	介護保険に基づく利用目的であれば、行先の限定はしていない。現在は、ほぼすべて通院目的であり、通院先の大半はさつま町内の医療機関である。
運転者の層と概数	すべて当事業所の職員で、常勤3名、非常勤2名。常勤のうち2名は2種免許を所持している。(全員、介護福祉士又は介護職員初任者研修修了)。ただ、介護タクシーの職員は、高齢で男性が多いこともあり介護タクシーの業務が中心で、本来の訪問サービス業務は行っていない。

車両の種類と台数	事業用自動車(普通車)1台、普通車1台、軽自動車3台の計5台。5台のうち3台は車イス対応車。訪問介護員の自家用車は使用していない。
利用料	介護保険に基づく介護タクシーの場合、利用料は介護サービス費の利用者負担+運賃510円/30分。総合事業における訪問型サービスDの場合は、運賃510円/30分のみ。(乗降部分は、町の補助金)
活動頻度や時間帯	営業日は毎週月～金曜日(祝日を除く)。主たる営業時間は7時～18時。ただし、利用者の希望によっては土日の対応も行っている。
移動・外出支援にかかる補助金・委託金等の名称と内容 ※2015年度、2016年度に交付されている補助金・委託金	訪問介護D型事業の事業助成金。 2016年3月までの実績で精算、4月に公布予定
移動・外出支援にかかる収入科目とそれぞれの金額 ※決算書類を元にご回答ください。	別紙「訪問介護サービス部門別事業活動収支」 参照
移動・外出支援にかかる支出科目とそれぞれの金額 ※決算書類を元にご回答ください。	別紙「訪問介護サービス部門別事業活動収支」 参照
移動・外出支援にかかる事業を進めるうえでの悩みや課題、その対応策 (現在実施中の移動サービスのほか、訪問型サービスD等を実施するにあたってのご意見もお願いします。)	特に通院の場合、利用者の希望する行きの送迎(自宅→病院)の時刻が午前中で重複しやすいうえ、診療に係る時間は医療機関の都合によって決まることから、帰りの送迎(病院→自宅)の予定時刻が読めず、運行が非常に非効率的になりやすい。 現在、医療機関に協力を依頼し、個々の平均的な診療時間を調査しそれに基づいて帰りの送迎の時刻を設定し配車管理を行っている。診療が遅れる場合のみ病院から連絡をもらい配車変更を行っている。これにより1日の1台当たりの運行回数が改善されてきている。効率性が向上して事により以前より一人少ない人員で運行が出来ている。 介護タクシー自体収支状況は厳しい状況であるが、訪問介護部門、あるいは社会福祉法人全体でカバーできている。訪問型サービスDについては、地域の実情を勘案して今後も地域貢献ということも含めて事業継続していきたい。